

まちづくり各種補助制度

幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助制度

協働のまちづくりを推進するため、町民が行う公益的・公共的な活動に対して、補助金を交付します。

○補助対象者

- ・町内在住または町内で勤務する 20 歳以上の者で組織された団体（3 名以上）であること
- ・営利を目的としないこと
- ・町税等に滞納のないこと 等

○補助対象事業

- ・町民が自由に参加できるもの、公共サービスを楽しむことができる事業
- ・町内で行う公益性・公共性のある事業

○補助金の額

補助対象経費	補助率	加算額
30 万円未満	10/10	—
30 万円以上 50 万円未満	7/10	9 万円
50 万円以上 100 万円	6/10	14 万円

※参加者負担金等、その他収入は補助対象経費から控除する。

○申請期間

申請事業を実施する年度の 4 月 1 日から 1 月 31 日まで

◆補助金交付実績

ほろのベ雪ん子まつり、プロバレーボールチーム（ヴォレアス北海道）合宿事業、野外配電盤補修事業、チャリ・デ・秘境駅開催事業

幌延町まちづくり事業補助制度

個性的で活力あるふるさとの創生を図るため、まちづくりに資する事業に対して補助金を交付します。

○補助対象者

個人、団体、中小企業者等で幌延町に住所を有する者（予定者も含む）

○補助対象事業

事業	補助対象者	事業内容	補助限度額
産業・経済福祉振興事業	中小企業等	町の産業の活性化、地域福祉の向上に資する取り組みで、新規性を有する事業 ア. 調査・研究事業 イ. 施設・設備事業	ア. 150 万円 イ. 融資償還元金 2/3 以内で年 200 万円（総額 1,000 万円）
地域活動事業	団体および個人	歴史、芸術およびスポーツ等の振興事業	150 万円
生活環境整備事業	団体および個人	環境、景観づくりに資する事業	150 万円
人材養成事業	団体および個人	リーダー養成、研修会の開催による交流事業等	20 万円～ 40 万円
イベント等創造事業	団体	魅力あるイベントや祭等創造事業	150 万円
町内会館整備事業	町内会	町内会館の整備事業	800 万円

○補助金の額

補助対象経費の 3 分の 2 以内

○申請期間

申請事業を実施する年度の 4 月 1 日から 11 月 30 日まで

◆補助金交付実績

JICA ボランティア帰国報告会（人材養成事業）、トナカイ調剤薬局整備事業（産業・経済・福祉振興事業）、パン・菓子工房開設事業（産業・経済・福祉振興事業）、町内会館整備事業（町内会館整備事業）、幌延よさこい祭開催事業（イベント等創造事業）、農家看板制作事業（生活環境整備事業）、海外農業視察研修事業（人材養成事業）

申請・お問い合わせ先：産業振興課 企画振興グループ 電話：5-1113 告知端末機：5-8814